

**下松市暴力団排除条例  
逐条解説**

下松市生活環境部

生活安全課

平成23年10月

(目的)

第1条 この条例は、暴力団がその威力を利用して資金を得るために市民生活及び社会経済活動に介入することが市民等に対する脅威となっていることに鑑み、暴力団の排除について基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穏の確保に寄与することを目的とする。

1 趣旨

この条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的について定めたものです。

2 解説

(1) 暴力団は、市民生活や社会経済活動の場に深く介入し、活動資金を獲得するために暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えています。

この条は、市民、事業者及び行政が一体となって市民生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活の確保に寄与することなどをこの条例の目的とすることを示しています。

(2) 「市」とは、市役所、教育委員会など市の執行機関のすべてをいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。

1 趣旨

この条は、本条例における用語の定義について定めたものです。

2 解説

- (1) 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定するところにより、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいいます。
- (2) 第2号の「暴力団員」とは、法第2条第6号の規定のとおり、暴力団の構成員をいいます。
- (3) 第3号の「暴力団員等」とは、法から逃れるために偽装破門を行う等、組織実態を不透明化させている暴力団に対応するため、暴力団員に限らず、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者も含めています。
- (4) 第4号の「市民」とは、市内に住居（人の永続的な生活の本拠地をいい、住民登録の有無は問わない。）を有する者のほか、市外からの通勤者や通学者等市内における滞在者も含みます。「事業者」とは、事業を行う者で、個人事業者、株式会社、地方公共団体、公益法人等が該当します。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団員による不当な行為が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与えるものであるという認識の下に、市及び市民等が相互に連携して推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、暴力団を恐れること、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

1 趣旨

この条は、下松市から暴力団を排除する上での根本となる考え方について定めたものです。

2 解説

- (1) 市及び市民等が一体となって暴力団排除活動を推進していくという暴力団排除の基本理念を定めています。
- (2) 「暴力団員による不当な行為が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える」とは、暴力・脅迫行為、対立抗争、示威活動のほか暴力団の威力を利用しての資金獲得活動などの社会常識から外れた不当な行為により、市民の安全で平穏な生活を脅かされ、社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼしていることをいいます。
- (3) 「暴力団を恐れること、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないこと」とは、暴力団排除・暴力追放におけるいわゆる「三ない運動」としての概念であり、下松市からの暴力団の排除を推進する上での基本的な姿勢を示しています。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

1 趣旨

この条は、暴力団の排除に関する施策の推進について、市の役割を定めたものです。

2 解説

- (1) 市は、暴力団を排除するため、市民及び事業者との連携を図りながら、対策を総合的に推進することを定めています。
- (2) 「暴力団の排除に関する施策」とは、市の事務、事業からの暴力団の排除、青少年に対する教育等の推進、暴力団排除のための活動に関する知識の普及を図る等の施策を行うことをいいます。

(市民等の役割)

- 第5条 市民は、相互に連携して、暴力団の排除に関する活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その事業活動に関し、暴力団に利益を与えることとならないよう、及び市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市及び警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

1 趣旨

この条は、暴力団の排除を推進していく上で、市民及び事業者の役割について定めたものです。

2 解説

「第1項関連」

(1) 暴力団の排除を実現するためには、警察の取締りや行政機関の努力のみでは不十分であるため、市民は、相互の連携を図り、自主的に暴力団の排除活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めることについて定めています。

(2) 「協力する」とは、市が実施する暴力団排除を目的とした集会への参加などといいます。

「第2項関連」

(1) 事業者が事業を営むに当たって、暴力団の排除のための取組を推進していくことは、業務の健全性を確保し、社会的責任を果たすためには不可欠です。しかしながら、暴力団の活動実態の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を背景に、潜在化した暴力団によって、銀行融資取引、証券取引又は不動産の賃貸契約・売買取引が行われるなど、事業者に暴力団を利するとの認識がないまま取引が行われております、これが暴力団排除を阻害する要因にもなっています。

このような状況を踏まえ、事業者が事業活動を行う上で、暴力団に利益を与えることがないよう、事業者の役割について定めています。

(2) 「暴力団に利益を与えること」とは、事業者が暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がないまま行う行為も含みます。

具体的な例としては、暴力団員の雇用・使用、暴力団員との下請契約、資材等の購入契約等の直接的な行為のほか、暴力団員が経営に参画している会社等を取引相手に紹介するなどの間接的な行為も含みます。

「第3項関連」

(1) 市民等は、社会生活を営む上で暴力団に関する様々な情報を保有していることが考えられます。こうした市民等からの情報を受けることにより、効果的な暴力

団排除を推進していくために暴力団に関する情報を知ったときは、市や警察に対し、情報提供するよう努めることについて定めています。

(2) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団による犯罪、不当な金銭の要求に関する情報のほか、活動実態、組織実態、事務所の所在地等に関する情報をいいます。

(情報の例)

- 暴力団が、某飲食店から、みかじめ料を徴収している。
- 某企業が、謝礼と称して暴力団に金銭を渡しているとの話を聞いた。
- 某企業は、暴力団と関係のある業者を下請けにしているようだ。
- 某マンションの2階には、暴力団関係者が頻繁に出入りしている。

(市の事務及び事業の実施に関する措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないようするため、暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団と密接な関係を有する者を、市が行う入札に参加させない措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

1 趣旨

この条は、市が実施する事務又は事業が暴力団に利益を与えることにならないように、市が行うべき措置について定めたものです。

2 解説

- (1) 市が実施する事務又は事業が暴力団に利益を与えることとなることは許されないことから、市の事務・事業全般から暴力団を排除するため、市が必要な措置を講ずることについて定めています。
- (2) 「暴力団に利益を与える」とは、市が実施する事務又は事業が、暴力団にとって有益となり、暴力団の勢力拡大などにつながることをいい、そのような認識がないまま行う行為も含みます。
- (3) 「必要な措置」とは、市の事務又は事業の相手方が暴力団（員）又は暴力団と密接な関係を有する者でないとの確認、暴力団（員）等であった場合の指名停止措置、契約の相手方（公共工事における下請業者等を含む。）が暴力団（員）等であることが判明した場合における解除権を契約書に明記することなど、市の事務又は事業が暴力団に利益を与えることがないようにするために行う措置をいいます。

(公の施設における措置)

第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、同法第244条第1項に規定する公の施設が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができる。

## 1 趣旨

この条は、市長等の公の施設の管理者が公の施設における暴力団の利益となる利用を制限するにあたり、必要となる処分の根拠を定めたものです。

## 2 解説

- (1) 「公の施設」とは、市が市民の福祉を増進する目的をもって市民の利用に供するため設けた施設をいいます。具体的には、スポーツ施設、文化施設、公民館、公園、港湾施設、学校、図書館などがこれに該当します。
- (2) 「暴力団の活動に利用される」とは、暴力団の勢力誇示、組織維持につながるような利用、又は施設を利用して得た収益金が暴力団の資金源となるような利用をいいます。

具体的には、

- 大会議室における組長の襲名披露式の開催
  - 会議室を利用した脱法行為の研究会の開催
  - 麻薬の海上取引等、船舶による違法行為目的の係留施設の利用
  - 格闘技大会等の興行の開催（収益金が暴力団の活動資金となるもの）などがこれに該当します。
- (3) 「利用の制限に関する処分」とは、公の施設の利用に関する
    - 不許可又は不承認
    - 既にした許可又は承認の取消し
    - 利用の制限、利用の拒否又は退去の命令などの処分をいいます。

(市民等に対する支援)

第8条 市は、市民等が行う暴力団の排除に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

1 趣旨

この条は、暴力団排除のために市が市民等に対して行う支援について定めています。

2 解説

- (1) 市民等が暴力団排除の活動を実施するに当たり、独自の情報のみでは実効性ある活動に限界があるため、市が保有している暴力団に関する情報の提供や助言などをを行うことについて定めています。
- (2) 「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団による犯罪情勢など、暴力団排除活動に役立つ情報の提供をいいます。
- (3) 「助言その他の必要な措置」とは、市民等が暴力団排除活動に役立つ措置全般を指し、暴力団に対する対処方針及び対処方法に関する相談や暴力団から危害を加えられるおそれがある場合の警察への支援要請などをいいます。

(暴力団の排除に関する広報啓発)

第9条 市は、暴力団の排除の重要性についての市民等の理解を深め、かつ、暴力団の排除を推進する社会的気運の醸成を図るため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

## 1 趣旨

この条は、暴力団排除のために、市民等の理解を深めることが必要であることから、市が啓発活動を行うことについて定めたものです。

## 2 解説

市民等が相互に連携・協力を図り、暴力団の排除を自主的に取り組むことが最も重要であり、その重要性について理解を深めるため、市広報紙を活用した周知やチラシの配布など啓発活動を行うことを定めています。

(青少年に対する教育等の措置)

- 第10条 市は、青少年が暴力団へ加入することを防止し、かつ、青少年に対する暴力団の影響を排除するため、学校その他の教育機関において、青少年が暴力団の排除の重要性について認識するための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、前項に規定する青少年に対する教育の目的を達成するため、青少年の育成に携わる者が、青少年が暴力団へ加入することを防止し、かつ、暴力団員等の活動による被害から青少年を保護するための助言、指導その他の適切な措置をとることができるように、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 1 趣旨

この条は、青少年が暴力団へ加入することを防止し、暴力団が介在する犯罪に巻き込まれないようにするために、市が学校その他の教育機関において、青少年に教育を行うとともに、青少年の育成に携わる者に対して支援を行うことについて定めたものです。

## 2 解説

### 「第1項関連」

- (1) 暴力団は社会に悪影響を与える存在ですが、依然として暴力団員を主人公とした映画や雑誌が存在し、一部では暴力団を美化する風潮があるなか、これらの影響を受けやすい青少年に対し、暴力団の実態を教えることにより、誤った認識を払しょくさせ、暴力団への加入や暴力団が介在する犯罪に巻き込まれることを防止することが重要です。この取組により、将来の暴力団への加入者を減少させることで、暴力団組織の弱体化につながる効果が期待できます。
- (2) 「学校その他の教育機関」とは、市内に所在する中学校、高等学校などをいいます。
- (3) 「教育」とは、暴力団の実態・凶悪性、暴力団犯罪の特徴を理解させることを目的とした教育のことで、学校に派遣された警察職員等が実施する教育をいいます。
- (4) 「必要な措置」とは、青少年の教育が円滑に推進されるための機会の確保などをいいます。

### 「第2項関連」

- (1) 市は、学校や事業所などにおいて青少年の育成に携わる者が、青少年に対する適切な助言、指導その他の措置をとることができるように情報提供などを行うことを定めています。
- (2) 「青少年の育成に携わる者」とは、教職員のほか、青少年を指導監督する立場にある者をいいます。
- (3) 「情報の提供その他の必要な措置」とは、暴力団の現状や暴力団による犯罪の

実態などの資料提供や講師の派遣などをいいます。

(警察等との連携)

第11条 市は、第6条から前条までに規定する市の施策について、警察その他の関係機関と連携して推進するものとする。

1 趣旨

この条は、市の施策を実施するに当たり、警察その他の関係機関と連携して推進することについて定めたものです。

2 解説

市の施策を推進するために、市単独で取り組むことは限界があることから、警察、山口県暴力追放運動推進センター及び近隣市町と連携して推進することを定めています。

(暴力団に対する利益の供与の禁止)

第12条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

1 趣旨

この条は、市民等が暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品や財産上の利益の供与することを禁止することについて定めたものです。

2 解説

- (1) 暴力団の資金源を断つことは、最も効果的で重要な暴力団の排除対策となります。
- (2) 「暴力団の活動」とは、違法・合法を問わず暴力団が行う活動全般をいいます。たとえば、暴力団が運営資金の獲得を目的に行う薬物の密売（違法な活動）、暴力団員による役務の提供（合法な活動）などがあります。
- (3) 「暴力団の運営」とは、暴力団組織の運営に役立つことをいいます。たとえば、暴力団組事務所の建築、修繕等に利用されることを認識しているながら資金提供を行うことなどがあります。
- (4) 「暴力団員が指定した者」とは、暴力団員が市民等に対して利益の供与をする相手先として指定した個人又は団体をいいます。
- (5) 「財産上の利益の供与」とは、金銭・物品のほか、有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、役務の提供などであって、これを受ける者にとって財産的な利得がある一切のものをいいます。

(暴力団の威力の利用の禁止)

第13条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等のために暴力団員を利用し、自己が暴力団との関係があることを認識させて相手方を威圧する等、暴力団の威力を利用してはならない。

1 趣旨

この条は、市民等が暴力団の威力を利用するすることを禁止したものです。

2 解説

- (1) 市民等が一丸となって暴力団を排除する上で、自己の利益のために暴力団の威力を利用することは暴力団の排除に反する許されない行為です。
- (2) 「暴力団の威力」とは暴力団という組織で他を圧倒して服従させる強い力になっていることをいいます。
- (3) 「（威力を）利用する」とは、暴力団が第三者に暴力行為をすることではなく、相手方に自分と暴力団とはつながりがあることを直接又は間接的に認識させることで、自己にとって有利なように仕向けることをいいます。例えば、「自分には暴力団が付いている。」と言って、相手を威圧し、トラブルの処理を有利に進めようとするなどとします。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 1 趣旨

この条は、この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合は、市長が別に定めることとしたものです。

## 附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

## 1 趣旨

この附則は、この条例の施行期日を定めたものです。